

発議第4号

若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、国会及び関係行政庁に対し、若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める意見書を別紙のとおり提出する。

平成28年7月8日提出

提出者 薩摩川内市議会
市民福祉委員会
委員長 永山伸一

提案理由

年金が削減されていくことは、高齢者だけではなく、将来の年金生活者にとっても深刻な問題である。

については、国会及び関係行政庁に対し、若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める意見書を提出しようとするものである。

これが本案提出の理由である。

若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める意見書（案）

国は、平成26年の全国消費者物価2.7パーセント及び賃金2.3パーセントの上昇を受けて、平成27年4月より年金を0.9パーセント増額改定しました。これは、本来なら物価上昇にリンクして2.7パーセント増額すべきところを平成16年の年金改定を受け、より低い賃金上昇率2.3パーセントから年金の特例水準解消のためとする0.5パーセントを減じた上に、マクロ経済スライドの初の適用で更に0.9パーセントを減額し、結果として0.9パーセントの増額改定にとどめたことによるものです。

低賃金の非正規雇用で働く若者や女性が2,000万人に増大し、年収200万円以下のワーキングプアが1,100万人を超える異常な状態となる中、年金が削減されていくことは、高齢者だけの問題ではなく、将来の年金生活者にとっても大変深刻な問題です。

年金は、そのほとんどが消費に回ります。年金の引下げは、地域経済と地方財政に与える影響が大きく、自治体の行政サービスにも直結する問題となっています。年金が増えれば地域の消費も増え、地方税収が増加し、高齢者の医療や介護の負担も低減できる好循環になります。高齢者が地域で安心・安全・健康で長生きでき、地域のつながりとまちづくりに貢献できると期待されます。

よって、下記事項について、有効な措置をとられるよう要望いたします。

記

- 1 年金の隔月支給を国際水準並みに毎月支給に改めること。
- 2 年金支給開始年齢はこれ以上に引き上げないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年 7 月 8 日

鹿児島県薩摩川内市議会

（提出先）

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣